



なくそう！
望まない受動喫煙



2020年4月1日から多くの施設では

屋内禁煙
です。



病院・学校

敷地内禁煙！

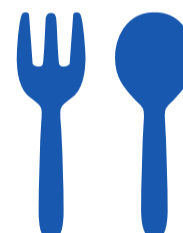
(屋外に喫煙場所設置可)



オフィス・事業所など

原則屋内禁煙！

(専用の喫煙室のみ喫煙可)



飲食店

原則屋内禁煙！

(専用の喫煙室のみ喫煙可)

*経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置として店内禁煙か喫煙かを選択できます。

※喫煙できる施設等には、標識掲示の義務付け・20歳未満の方は立入禁止です。

**屋外などで喫煙する際は
周囲に配慮するのじゃ!!**

※健康増進法に喫煙をする際の配慮義務が示されています。



出世大名
家康くん
©浜松市

●静岡県では「静岡県受動喫煙防止条例」により、原則すべての飲食店の出入口に禁煙・分煙・喫煙可の標識掲示が義務づけられています。



浜松市

●問い合わせ先 浜松市健康福祉部健康増進課 〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11-2
☎ 053-453-6125 ✉ kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp